

さいたま市告示第 1 3 3 3 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号)第 1 0 条第 1 項により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区中島四丁目 3 2 1 番 5
- (2) 指定の年月日 令和 8 年 8 月 1 7 日
- (3) 指定の番号 第南 2 6 - 0 1 0 号
- (4) 道路の幅員 4 . 0 0 m
- (5) 道路の延長 3 6 . 2 9 m